

昭和二十七年厚生省令第四十三号

日本赤十字社法施行規則

日本赤十字社は、日本赤十字社法（以下「法」という。）第七条第二項の規定により定款の変更の認可を受けようとするときは、申請書に左に掲げる書類を添附して厚生労働大臣に提出しなければならない。

（定款変更認可申請手続）

第一条 日本赤十字社は、日本赤十字社法（以下「法」という。）第七条第二項の規定により定款の変更の認可を受けようとするときは、申請書に左に掲げる書類を添附して厚生労働大臣に提出しなければならない。

（定款変更の条項）

（新旧の比較対照表をあわせて記載すること。）

及び定款変更の理由を記載した書類

第二条 定款に定める手続を経たことを証明する書類

前項の定款の変更が、日本赤十字社が新たに事業を經營する場合に係るものであるときは、同項に規定するものほか、左に掲げる書類を添附しなければならない。

（事業の種類及び内容を記載した書類）

開始後二年間の事業計画及びこれに伴う当該初年度の收支予算書

前二項の認可申請書類には、副本二通を添附しなければならない。

（助成申請手続）

前項の認可申請書類には、副本二通を添附しなければならない。

（申請書類）

事業開始の予定期月日
施設の管理者及び經營を担当する幹部職員の氏名及び経歴
要援護者に対する待遇の方法
経理の方針

第一条第三項の規定は、前項の場合に準用する。
（臨時の寄附金募集の届出）

開始後二年間の事業計画及びこれに伴う当該初年度の收支予算書することによつて行わなければならない。

（寄附金募集を必要とする理由）

寄附金募集の地域、期間、方法及び目標額

寄附金募集に要する経費

寄附金の使途

（寄附金募集結果報告）

法附則第十項の規定による報告は、当該寄附金の募集期間を終了した後三箇月以内に、法附則第十二項の規定による報告は、当該寄附金の募集期間を終了した後二箇月以内にするものとす

ることによつて行わなければならない。

（寄附金募集を必要とする理由）

（寄附金募集の地域、期間、方法及び目標額）

寄附金の使途

（寄附金募集結果報告）

前四項の規定は、日本赤十字社に関する規定とする。

（日本赤十字社に関する規定）

前四項の規定は、日本赤十字社に関する規定とする。

（社会福祉事業經營認可申請手續）
（施行期日）

附 則

（平成一三年三月三〇日厚生労働省令第九六号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

（旧法人は、法附則第七項の規定により社会福祉事業の經營の認可を受けようとするときは、左の日から施行する。但し、附則第十項の規定は、法附則第一項の政令で定め

に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（施設の名称、位置及び種類）

建物その他の設備の規模及び構造並びにその使用の権限

事業經營に必要な資産

取扱定員

(経過措置)

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

- 2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和元年六月二八日厚生労働省令第一〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

別記様式

別記様式 (表)

立入検査票 令和年月日交付 厚生労働省	第号 所屬庁 職名氏 名 生年月日	写真らよう 厚生労働省印
---------------------------	-------------------------------	-----------------

(裏)

備考 この用紙の規格は、印とし、厚紙を用い、中央の 点線の所から二つ折とする。	この証明書を携帯する者は、日本赤十字社法第三十一条 の規定により立入検査を行ふ職権を有するものである。 日本赤十字社法第十一条 日本赤十字社は、日本赤十字社に法令、法 令に基づいて行政手続の権限又は定額を守らざるた めに必要があると認めるときは、日本赤十字社に対 し、その業務若しくは財産の状況にし報告をさせ、 又はその職員をして日本赤十字社の事務所その他 場所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳 簿、書類その他の物件を検査せらるしができる。 2 前項の職員は、同項の規定によ立入検査をする場 合においては、その身分を示し、証票を携帯し、関係人 の請求があつたときは、これを呈示しなければならな い。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査の ために認められたものと解釈してはならない。
---	--